

平成23年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	両立支援助成金 (子育て期の短時間勤務支援等)		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度・未定		担当課室	職業家庭両立課		職業家庭両立課長 成田 裕紀	
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定		施策名	II-3-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号		関係する計画、通知等	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	子育て期における短時間勤務支制度の導入・利用促進に向けた事業主の取組を促すとともに、労働者が育児・介護サービスを利用する際に事業主が補助する制度等を設けることにより、職業生活と家庭生活の両立を容易にするための環境整備を促し、労働者の雇用の安定に資することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>○子育て期の短時間勤務支援助成金 小学校第3学年終了までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を就業規則に規定し、労働者がこれらの制度を利用した場合に、事業主に支給 【支給対象労働者が最初に生じた場合】小規模事業主・・・70万円、中規模事業主・・・50万円、大規模事業主・・・40万円 【2人目以降の支給対象労働者が生じた場合】小規模事業主・・・50万円、中規模事業主・・・40万円、大規模事業主・・・10万円</p> <p>○育児・介護費用等補助コース 労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助を行った事業主に。その補助等の額の一定割合を助成 【中小企業】育児に係るサービス・・・3/4、介護に係るサービス・・・1/2 【大企業】1/3 【限度額】1年間につき育児・介護サービス利用者1人当たり30万円(中小企業事業主40万円)、かつ、1事業所あたり360万円(中小企業事業主480万円)</p>						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求
		補正予算				826	1,130
		繰越し等					
		計				826	1,130
	執行額						
	執行率(%)						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値(23年度)
	子育て期の短時間勤務支援助成金の支給対象となった短時間勤務制度を利用した労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率90%以上	成果実績		-	-	-	90%
		達成度	%	-	-	-	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値(23年度)
	子育て期の短時間勤務支援助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合90%以上	成果実績		-	-	-	90%
		達成度	%	-	-	-	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値(23年度)
	育児・介護費用等補助コースの支給対象となった育児・介護サービスを利用した労働者の6ヶ月後の継続就業率90%以上	成果実績		-	-	-	90%
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	子育て期の短時間勤務支援助成金の実績の件数	活動実績 (当初見込み)		-	-	()	(1,018)
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	育児・介護費用等補助コースの実績の件数	活動実績 (当初見込み)		-	-	()	(173)
単位当たりコスト	- 件数/支給金額		算出根拠	助成金の執行額を件数で割り、1件あたりの執行額を単位あたりのコストとして算出			

平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由
	助成金	826	1,130	平年度化によるの増
	計	826	1,130	

事業所管部局による点検

	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	

点検結果

事業の成果目標が立てられ、実際に執行されている事業の内容が、過去の事業仕分けの結果や横断的な見直し基準等を踏まえたものとなっている

予算監視・効率化チームの所見

労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度を導入し、利用を促進した事業主に対して支給する両立支援助成金(子育て期の短時間勤務支援等)の経費であり、必要性及び執行の観点から予算規模を維持すべきである。

上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)

—

補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)

・両立支援レベルアップ助成金については、平成21年11月に行われた行政刷新会議の事業仕分けにおいて、「事業見直し(21世紀職業財団の活用を廃止)」との評価を受けたため、平成23年9月から同財団の活用を廃止し、都道府県労働局へ移管をすることとした。